

< 20 - 12 >
2020年06月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和2年5月29日付「保医発0529第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、令和2年6月1日より、検体検査実施料が新規適用および検査方法が追加されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料区分
ロイシンリッチα2グリコプロテイン	276点	生化学的検査(I) 144点

■ 検査方法が追加された項目

検査項目名	実施料	判断料区分
HIV-1核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を 組み合わせた方法〕	520点	微生物学的検査 150点

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●新規保険収載項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
ロイシンリッチ α 2 グリコプロテイン	-	D003 9 カルプロテクチン（糞便） 276点	生化学的検査 （I） 144点

(1)～(4) (略)

(5) 血清を検体として、ロイシンリッチ α 2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号D003糞便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号D003の「9」カルプロテクチン（糞便）又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

イ ロイシンリッチ α 2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の「4」生化学的検査（I）判断料を算定する。

●検査方法が追加された項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
HIV-1核酸定量	TMA法と 核酸ハイブリダイゼーション法 を組み合わせた方法	D023 15 HIV-1核酸定量 520点	微生物学的 検査 150点

(1)～(19) (略)

(20) HIV-1核酸定量

ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1,2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のHIV-1,2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

イ (略)

(21)～(26) (略)